

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省 研究開発局 宇宙開発利用課 宇宙利用推進室）

項 目 名	日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称）に基づく物品等の輸入に伴う税制上の所要の措置		
税 目	消費税		
要 望 の 内 容	<p>日米政府間で交渉中の日米宇宙協力に関する枠組協定（仮称。2023 年の締結を目指す。）が規定する非課税規定（同枠組協定第 5 条）を担保するべく、日米宇宙協力に必要な物品等の輸入の際に発生する消費税等の非課税に係る税制上の所要の措置を講じることとしたい。</p> <p>※関係法令                      ・輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項第二号                      ・輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十三条第五項を関税込率法施行令第二十五条の二の改正を踏まえ改める。</p>		
	平年度の減収見込額	▲491 百万円	
	（制度自体の減収額）	（ 一 百万円）	
	（改正増減収額）	（ 一 百万円）	

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

日米宇宙協力は、2019年に米国が打ち出した「アルテミス計画」に我が国も賛同したことで、新たな時代に突入。日米宇宙協力の更なる促進及び効率性向上のため、宇宙協力に関する基本事項を規定する協定の必要性が浮上。2022年1月から、日米宇宙協力に関する組協定の交渉を開始した。

アルテミス計画は、2030年代の火星への有人着陸を目標に掲げ、それに向けて必要となる技術や能力を、月面での持続的な探査を通じて実証・獲得することを目指す計画。具体的には、2025年以降の有人月面着陸、2020年代中頃からの持続的な月周回有人拠点（ゲートウェイ）の運用開始、その後の月面の持続可能な探査開始等を目指している。

我が国は、米国からの同計画への参画要請を受け、内閣総理大臣を本部長とする宇宙開発戦略本部において、参画を決定（2019年10月18日）。我が国にとって同計画は、深宇宙探査に向けた技術等の獲得のため重要であり、米国人以外で初となる日本人宇宙飛行士の月面着陸の実現に向け、月面データの取得・提供や月探査関連の超大型機材（有人と圧ローバ等）の開発等の協力に取り組んでいる。

日米宇宙協力は、アルテミス計画の下、今後更に拡大・深化していくことが期待される。そのため、日米宇宙協力に関する枠組協定を締結し、日米宇宙協力の更なる促進及び効率性向上を実現していく。

(2) 施策の必要性

日本はアルテミス計画の下での日米協力の一つとして、2020年代後半に有人と圧ローバを打上げ予定。今後の日米宇宙協力において開発が見込まれる有人と圧ローバのような関連機材は、これまでの日米宇宙協力において開発したものと比べて大型となり、開発に際して関連部品を米国から日本に持ち込む場合に多額の消費税等が課されることが想定される。

一方、日米宇宙協力における米側の実施機関（NASA等）が行う協力案件に関連する物資の米国外から米国への輸入は、米国の措置により当該輸入に伴い米国内で税が課されないこととなっている。かかる状況を踏まえ、日米宇宙協力を更に円滑に推進するためには、双方向性の観点からも日本側においても物品等の輸入の際に発生する消費税等を非課税とする政策的必要性が高い。

これまでの日米間の宇宙協力においても、国際宇宙ステーションに関する協力では、国際宇宙基地協力協定（IGA）第18条3に従い、必要な物品等の日本への輸入の際に発生する消費税等が非課税とされてきた。

そのため、新たに締結する日米宇宙協力に関する枠組協定においても、IGAと同様の非課税規定を設け、物品等の輸入の際に発生する消費税等を非課税とする必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		—